

表3 『島根県史料三』 『島根県史 自明治五年至全八年』 (制度部)		租法	税制	兵制	刑罰	禁令	会計	
明治6	6月	15日、鑄鉄所の入札売却を大蔵省に申請 18日、印紙紙を後金で売り払う者の注意すべき事項を管内に布達 25日、税法改正につき大蔵省に申請分、一部を除き申し出のとおり指令【税目一覽書き上げ】 同日、新規取税程度を大蔵省に伺い、7月14日、農工商業税新規収入を申し出通り認可【新規取税見込伺】		22日、鳥取県会見郡原川村で勃発した徴兵令反対一揆(血税一揆)能義各區に波及、沈静化のため発令【「事変」の項に詳記】	28日から30日まで懲役場を休業とする	2日、鉄砲取締の趣旨に基づき軍用銃には仮番号を付して下付したが、ここに至って番号を彫って下付することとし、日を刻して印を受けさせ、取締規則に精通しない者にはその要旨を抜粋して習熟させる 7日、10郡戸長に同書に裸体禁止は農作業の農民には寛大にされたく、元來身体の健康を害せず野蛮の醜態を脱させる趣意なので、この趣旨を心得て説諭するよう指令【「裸体等禁止指令】 同日、50石未満の商船取締規則制定、6月10日施行【制定趣意書】 10日、正院の達に基づき、官用界紙を従前の8行から10行に改めることを管内に布達 22日、ランプ石油の危険につき衆人に注意するよう諭達して管内に布達【「布達】		
	7月	4日、飲食販売のため発券する者は印紙貼付すべきことを指令 5日、地券調査に関連して田畑石高の称を廃止し反別に換えることを発令【布令内容】 12日、印紙貼用の意義が徹底しないため、戸長に指令を徹底するよう諭す【「証券印紙徹底諭告】 15日、「為替手形裏面証印方法」を達す【「同方法】	【この月より旧華士族、増禄を請願するも許されず。顛末は7年の末尾に記載】	9日、血税一揆が波及し、神門郡の人民が動揺の兆し。松江の士族200数十人を召集して、山田吉雄棟典事、須永梓権大風の指図により「寛猛極二臨ミ」鎮静化の方針。	30日、監獄規則に準拠して懲役囚人に祭日の賜物を改正	この月、教部省達「神宮奉務規則」十一道を管下一般の神職に達す		
	8月	12日、大蔵省発行の「証券印税心得書」、入間県の「証券印税一覽表」を各區に配布し正副戸長に区民への解説を行わせる 同日、郡村諸公費の賦課方法に関する大蔵省第98号達を管内に布達し、疑義を解説(地券高基準でなく人民申し合わせで旧慣によるも可とす) 23日、「横俣賦税取調方心得書」を作成し、税金を添えて差し出すよう達す【「同心心得書】 31日、家事用の臨時雇入の男女、旅人用の人力車・駕籠にも課税すべき事を達す 同日、税方改正に付正租の取扱を大蔵省に伺い、9月13日、申し出曉諭の指令あり【「同伺書】		9日、一代士・元卒で民籍編入を命じ終身給禄を賜った者が死亡した時は、即日県庁に届け出るべきことを達す	19日、「血税」の誤解が解けず「各知租暴ノ華動猶也マス」という状況は「僻地ノ小民蒙昧無知の所致」との認識から「徴兵告諭」「徴兵令要領」「誤解弁駁」を作成し、傍訳を付して管内に布達【「徴兵告諭(抄)」「徴兵令要領(末尾)」「誤解弁駁」引用。「弁駁」では「血税は骨折りに々用法」と説明】		5日、「人力車規則」を制定し、営業人と管内一般に布達【「人力車規則】 7日、2月布達の「華士族家督相続」につき追加して管内華士族に布達【「追加3箇条】 9日、各區正副戸長に20日までに印形を提出させ、今後改印の際はその旨届けて出でるの押用し、役替の際には請書とともに提出させる 13日、7月18日の官達で火葬が禁止されたことを管内に布達 15日、「証券印税心得書」を頒布し各區戸長に区内説諭を達す【「戸長知達文】 17日、官員・等外吏・捕亡等にいたるまで御用巡回の時の休泊料に一定の規律なきため宿主の迷惑あるを聞き26日より仮に一定する【「料金】 24日、諸興行は開場日より10日以前に願書を提出して許可を得べきことを命ず 28日、旧暦孟蘭盆会仏祭の妨害となる者の盆踊りを禁止【「風俗」参照】 31日、浜水につき湖海・浴水各地で流出物品捨場届方の心得を達す	26日、4月27日開始の藩札交換押印事業は、なお多分の剰余あるにより指令。9月10日を期限として寺町東林寺で交換し、それ以後は金貨5銭以上厘未満の札とともに、5銭以下の押印無きものは通用停止とす。 同日、交換済みの旧藩札5万4600円余を第6区天満宮境内で公開焼却
	9月	12日、領簿に証印を承けるべき事を理解しない者が多いため、その心得を達す 同日、水災・旱害のため被災見出しが多いことを見越して「田方検見手続書(全10条)」を達し、なお了解し難い者には官員を派出して説諭することとする【「田方検見手続書】 14日、旱害のため稲以外の作物を植えた者、作付けせぬ者は一筆ごとに取調べ申出るよう達す 22日、地租改正の上諭・定例を管内に布く	9日、娼妓取扱事務の担当を聴訟課から庶務課に移す	2日、明治8年徴兵取調に付、「年齢相当ノ者」を昨年の例に倣って取りまとめるよう区戸長に達す 5日、陸軍省の徴兵使による徴兵召募に備え、人民の狼狽なきよう官吏を各區に差遣して説諭させることとし、達を発す【達文、「告諭書(抄)】 説諭官員発遣後4日にして横中風川自成一以下11人に内旨を授けて派出。不慮の異動には懸念させる【達文】 10日、徴兵副使陸軍大尉石公毅ら来県、徴兵事務遂行。12日、殿町に徴兵所設置、16日から18日まで募集兵丁の検査・抽籤実施、85人徴集して20日に離県 19日、召募兵一同とその父兄に諭達して心志を固くする【父兄への達文】 28日(一説に3日)、徴兵期に人心を沮敗するものあるにより、徴兵召募中の大義を述べて勇操を称えるべき者若干人を褒詞・奨励する【褒詞】	17日、「訴答文例」頒布によりこれを管内に告示し、併せて達を発す【達】 20日、白洲藩・管杖の真決を、県庁附屬一等以下の捕亡に輪番で兼務させる	5日、8月23日の年齢計算の官達を布達し、今後は日数計算は不要であることを達す (日不詳、同日か)貨幣通用に銀目・錢目の称を廃止し、円銀目と称させる 23日、大小の船全て鐵札を船の表面に打ち付ける必要(暴風雨で流失した船が発見された際に所有者に返還のため)を示して管内に布達 26日、本年水干害で稲不作のため、酒類・醬油の醸造類を半減すべきことを布達 29日、鐵物販売禁停の場所、鉄穴稼人の余剰なき事情に鑑み、現に蓄積している鉄釘に限り販売を許可 この月、士族大野丹の擊劍会興行を不許可とする。士族授産困難の折、技芸再興すれば開化進歩の障害となるとの考えから、不許可方針を大蔵省に伺った上で決す【理由・経過】	4日、9月10日とした藩札交換期限を、8月30日の管内水害のため20日まで延期 21日、前日20日の藩札交換期限を、長年・広範囲に通用していたことに鑑み、さらに12月20日まで延期。交換所は寺町・東林寺	
	10月	25日、紋油鑑札下付に付受取方法を達す	日失、事務多端のため、大蔵省の許可を得て定員外の官員を増置する 12日、各町料補に用係(月給60銭)を置くため「額則」を頒布する【「施政」に達文あり】 31日、太政官第345号による府県官中の典事廃止、大属以下職掌改定に対し、暫時旧制を襲用することとして正権大属に達す【「同達】	8日、徴兵85人を広島鎮台に発遣、16日入宮・戸長3人が随伴して護送。大原郡西日登村の小林久太郎、宿を脱走するも、和歌山県から高野山に潜伏との連絡あり、身柄確保して鎮台に送る	5日、「懲役人通信接話規則」制定【「同規則】 13日、「訴訟宿規則」を制定し管内に布達【「禁令」の項参照】	13日、「訴訟宿規則」を定め、訴訟人の旅費を一定する【「訴訟宿規則】 17日、娼妓に規則鑑札を下げ渡す際、別途規程を制定して正業に就く強請を啓くよう指示し、貸座敷にも心得を達す【「娼妓へ」達】 18日、「日本坑法」を管内に頒布し、鉱山営業者はこの規則に従って出願するよう達す。従来の鑑札・割紙・銀治職を取り消し、規則に準拠して出願させる【「改定鑑制度】 27日、「牛馬牽制規則」を管内に布達、30日以降は違反者を罰す【「牛馬牽制規則】 31日、第五区本町平民中山久三郎・第六七区西川津村上田祐五郎・高田傳三郎、欧州の実地例を引いて松江での畜興行を出願し、益金で福徳郡平田から湖水を買鑿して古津浦に通じ舟楫の便宜・松江の繁盛を企図するも許可されず	8日、この日付で大蔵省より経費協定は明治7年より1年を1月から3か月ごとに区分して勘定帳を調整・提出するよう達あり	
	11月	8日、陳営業出願者で12月の願出に可否あるによりその心得を達す【「同達書】 10日、酒類・醬油営業人に新鑑札下付に付、旧鑑札を還納すべきことを布く 20日、旧3果の諸税で廃止すべきものを大蔵省の伺いを経て明治6年より停止【「廃止税目と解説】	6日、上局不遇の際に職務終了して退庁する場合は、その旨を申達して退庁すべきことを各課係に達す 日欠、等内外官員「願・伺・届」書には、官姓名を用いて長官宛に差し出させる【「書式詳解】	10日、徴兵の特遇を実験してきた戸長3名を松江及び出雲10郡に分担派遣し、徴兵の父兄・親戚に説明させる		4日、竊難遺失品の速やかな届け出令を発す 5日、諸神社祭典で衆人神楽を奏することを禁ず【「禁典」に詳記】 22日、僧尼が願・伺に寺判を用いることを禁じ、実印の使用を命ず 30日、宍道湖内漁業規則を制定し、許可取得済みの者、今後の許可も準拠させる【「宍道湖内漁業規則】		

【表1】「版籍奉還」後の松江藩の軍制改革と兵部省の徴兵要請への対応

年	月日	事項	史料
明治2年 (1869)	7月9日 8月10日 9月14日 9月21日 12月23日	軍務官、酒田滞陣の松江藩兵に慰勞酒肴料を下賜を達す 兵部省、松江藩兵の帰国を命ず。10月23日帰国 太政官、八雲丸の勲励・沈没に対し千両下賜 藩制改正により陸軍制度を改正。軍事局を置き、兵器・船艦・閑 厩の三部を管轄する 東京市中取締の松江藩兵に勤勞賞金1万疋下賜	
明治3年 (1870)	2月12日 2月20日 5月2日 6月15日 7月9日 9月25日 閏10月25日	海岸砲隊設置 御達に基づき藩内陣笠の制を立て、さらに戎服(軍服)制を定める 兵部省、松江藩兵に対し明治元年4月19日以来の堺県戍守を免ずる 歩卒取立規則を定め習兵所にて教練実施 海岸砲隊を廃止し騎兵隊を編制 兵制をイギリス式からフランス式に改め、静岡藩から教師借受け 兵制改正により諸隊を解き、急変心得を達す。 同日、農民取立の歩兵、町兵を廃す	① ② ③ ④
明治4年 (1871)	1月17日 3月8日 4月19日 8月3日 11月2日	大坂兵部省の達により徴兵23人を發遣 前年11月の太政官達に添え、10郡に官員を派遣し200人徴兵を布達 徴兵規則中の免疫該当者の願出を布達 廢藩にともない藩兵心得を達す。藩兵は当分の間存置 陸軍尉官制を置き3小隊設置、広島分営に出張	⑤ ⑥

【史料】

- ① 一 戎服五等列上以上ハ、マントル・金ボタン、五等列下ハ、ジャケツ・金ボタン、卒族ハ都テジャケツ・黒ボタン相用可申事
一 五等列上以上ニテモ銃手ハ、ジャケツ着用可致、然レトモ士卒トモ天朝ヨリ賜候分ハ此限ニアラサル事……
- ② 一 六月十五日、歩卒〔一ニ之ヲ農兵ト唱フ〕取立ノ規則ヲ定メ、之ヲ各郡ニ募リ、習兵所〔本藩ノ操練所〕ニ於テ教練ス
一 歩卒ハ初發小人〔本藩ニテ使役ニ供スル者ノ名称〕同様一刀ニテ給料米十三俵ヲ給シテ召抱ヘ、年数或ハ勤功ニ因テ帶刀差許シ、十七俵ニ増遣スヲ尋常ノ極度トスヘキ事
一 年齢十八歳ヨリ二十七歳迄ノ身体壯健ノ者ヲ召抱可申事……
- ③ 一 九月二十四日、兵制ヲ改メ、仏式ヲ伝習スルニ付、臨時ノ心得等ヲ達ス
此度英式被廢、仏式御採用ニ付、仏式伝習ノ為、静岡藩ヨリ教師借受け、乍併当今一般業向変換ハ速ニ難被行候間、常備予備隊及ヒ臨時手当等ノ隊ハ、先ツ其促英式ニテ差置候、尤英式練兵ハ休業可致候事、
- ④ 一 同日、農民取立ノ歩兵及ヒ町兵ヲ廢ス、先是市井ノ少年、兵タラント願出ル者ヲ歩兵ニ教練セル者ナリ

- ⑤ 一 三月八日、徴兵ヲ調發スヘキニ付、去年十一月太政官ノ御達相添左ノ如ク布達シ尋テ軍事係ノ官員十郡ニ派出シ、兵員ヲ点檢シ印符ヲ付ス

先般 朝廷ヨリ徴兵ノ儀別冊の通御達ニ付、則人員差出候處、追々差替及ヒ交代等モ可有之、付テハ士卒ニ拘ハラズ、庶人ヨリモ取立可申候、因テ右御達ニ基キ、左ノ通規則相定候間、毎年四月朔日ヲ限り、十郡人員合格ノ者、名前・年齢書出可申候、追テ兵員入用ノ節ハ、日限ヲ定、軍事掛及病院ヨリ出郷致シ、郡家々々へ呼出、検査可致候間、左ノ雛形ノ通名前相認、銘々持參、猶一郡々々ノ人員一紙ニシテ郡役人ヨリ差出可申候、右検査ノ上、合格ノ者へハ軍事掛ヨリ印符可渡置候間、差図次第繰出可申事
(十郡二百人の内訳)

神門郡	四十四人
意宇郡	二十八人
大原郡	二十四人
島根郡	二十人
出雲郡	十六人
楯縫郡	十六人
能義郡	十六人
仁多郡	十六人
飯石郡	十二人
秋鹿郡	八人

撰挙規則

- 一 当未二十歳ヨリ二十七歳マテ、身体強健ニシテ、身ノ丈五尺以上ノ者撰挙スヘキ事
但体格不具、并梅毒・喘息・下疳・麻病・痔疾等ノ疾病有之者ハ、一切採用無之事
- 一 二男三男弟等家ヲ不継者撰挙ノ事
期年中規則
- 一 産業勝手次第差許候事
但無抛事故ニ付他国へ罷越候節ハ其段軍事掛へ可願出事
- 一 期年中格別ノ詮議ヲ以全家凶年備ノ出錢差免候事
- 一 四年ヲ以テ一季トシ、四年毎ニ検査交代為致可申、其内統テ再役相願候者ハ可任其意、尤三十歳以上ニ相成候ヘハ、不許再役候事
但不時ニ徴兵等人数有之予備手薄ニ相成候節ハ臨時検査可致候事……

- ⑥ 一 八月三日、廢藩ニ付、藩兵ノ心得ヲ達スル左ノ如シ
今般廢藩被 仰出、藩兵ノ儀ハ追テ全国地方警備ノ御処分改テ被 仰出候マテ、先從前ノ通被差置候旨御達有之候ニ付、当県ニ於テモ一応ノ 御沙汰迄仮編制ノ俣差置候事

【表3】家禄整理の過程—1876年(明治9)の秩禄処分の前史

〔1873年(明治6)〕

月日	事項	史料
1月15日 19日 22日	太政官第423号華士族禄税則を管内に頒布 太政官第425号の家禄奉還者に「資金被下方規則」、産業資本のため「官林荒蕪地払下規則」等を管内に布達 太政官達を承け、改暦による貫属禄米渡方期限を管内に布達	
7月	この月より旧準士族、増禄を請願するも許されず(顛末は末尾に記載)	
8月9日	一代士・元卒で民籍編入を命じ終身給禄を賜った者が死亡した時は、即日県庁に届け出るべきことを達す	

〔1874年(明治7)〕

1月25日 29日 日欠	華士族家禄奉還者への官林払下に謂われなき故障を申し立てるのは不可なるも、社寺上地、水源涵養・土砂杆止、有名木材存置等は調査の上で2月10日までに開申するよう管内に達す 家禄奉還御用掛を新設 家禄渡米の中に粗悪米ある理由を論達	
2月12日 27日	家禄奉還出願者に対し奇利を得んとして巧言をもって教唆する者があり、その計策に陥ることを恐れ、「奉還ノ趣旨将来ノ目途」等を精査して取締策を立てるべきことを管内に布達 家禄奉還希望者が出願の際、今後親戚連印の上で記載すべき7項目を布達	⑩
3月13日 14日	家禄奉還申請者は将来自立の目途を熟考して出願すべき事、県庁においては自営適宜の方法が立ち難い者には授与できないことを士民有禄者に達す 家禄奉還に付いて正副戸長が伺い出た不審点に指示を与え、その条件を有禄者に告示すべき事を正副戸長に達す	
4月7日 13日 25日	明治6年第425号太政官布告第6条の「年限給奉還者へ資金被下方規則」を管内に布達 「家禄引換公債証書発行条例」(100石未満の家禄奉還者に付与するための公債証書)を管内に布達 家禄奉還出願者が多いことから、前途を考えず浮利に走る者があることを懸念し、係員を派遣して実態を調査させる	
5月上旬 10日 19日 20日	家禄奉還申請者が190人に及んだため、その資産金下付を大蔵省に申請 貫属士族で全禄奉還を出願して大蔵省に資金下賜方の申請中に部分奉還に願ひ換えようとする者についての大蔵省への伺いに指令あり 家禄奉還者に下付した資金による負債償却の可否を内務省に伺ったところ、一旦下付した資金は本人の私有物に付不可との指示あり 兵役中に家禄奉還して営業のため除隊を願ひ出る者は不許可とし、全禄奉還出願者で部分奉還に願ひ換える者は書面申達すべきことをそれぞれ管下に布達	

7月14日 31日	家禄奉還者に産業として払い下げるべき島根・秋鹿・意宇・能義4郡の官林の実地調成に付、出願順序を有禄者に布達 家禄奉還者で官林払下げ希望者が漸次多くなり地所反別不足のため、全禄奉還希望者に関して制限を定めて有禄者に達す	
8月5日 7日 17日	7月31日の官林払下げ制限を部分奉還希望者についても定めて布達 明治6年太政官第425・426号布告前、版籍奉還以後に家禄を奉還し地所を割渡さぬ者は、直ちに申願すれば前公布に照準して処分すべしとの内務省の達により、心得として管下に布達 楯縫・神門・出雲・飯石・大原5郡の官林調成に付、9月15日までの出願を有禄者に布達	
9月8日 23日 30日	家禄奉還者に下付された公債証書を至急換金の必要から格別の低価で売却して資本を耗尽する者を憐れみ、各県庁は証書高100円を現貨80円で買い上げるようとの筋からの達あり、管内に布達 家禄奉還者に旧社寺境内上地の田畑等を払下げることが有禄者に布達 8日の公債証書買上方に付、再び有禄者に告知	
10月8日 28日	諸々の公債証書所持者で他府県に管轄換の時の証書記載方、還禄願済みの者で移籍・寄留の者の管轄庁での資金受取方等を布達 島根県貫属華族千家尊澄に現米87.5石、北島全孝に125石、小野尊光に87.5石を家禄として永世下賜	
11月22日	今後は士族以下100石以上の者も家禄賞典禄の奉還の許可公布を管内に発す	
12月2日 7日	家禄賞典禄等明治8年2月までに割合渡すべき旨公布したが、地租収入の完納期限は5月であるので、収入の都合により禄高を年内に全て渡すことか困難な場合、各県庁の適宜の判断で翌年5月までに渡すべしとの太政官第120号の公布があり、管内に布達 本年の家禄渡方、禄税収入方を有禄者に触示する	
○	明治6年7月より旧準士族が増禄を請うも、県庁庁議は旧藩の制定したこととして聞き届けず。本史編纂者は「施政上ヨリ出ルモノニシテ禄制ト言フニ足ラサルニ似タリ」とする	
1876年 (明治9)	8月5日 太政官布告第108号 金禄公債証書発行条例(秩禄処分) 家禄の最終的処分完了 利付公債、順次抽選で換金、30年間で完了	

【史料】

⑩家禄奉還ノ者へ、原禄高ニ応シ大ニ資本金卸下ケ渡相成候義ハ、后来ノ基礎ヲ立、永ク生理ヲ相保候義トノ至握ノ御趣意ヲ以テ被仰出候事ニ付、屹度著實ノ目的不相立、内ハ決テ資用不相成次第ニ候処、奸商共此際ニ乘シ種々奸計ヲエミ、窃ニ奉還願出ノ向へ取入、佞媚慫慂致シ候者モ有之哉ニ相聞、以ノ外ノ事ニ候、右資金ヲ以自營候義ハ、原来不慣ノ業ニ從事候ニ付、於管廳モ本人ノ目途篤ト取調、精々遂詮議候上、嚴重取締方致シ、自己ノ見込ヲ以叨リニ取扱不相成様相違候事ニ候、依之自今右様ノ奸商於有之ハ、屹度答方申付候條此旨相違候事

⑪太政官依御達追次奉還出願ノ者有之、就中后来生計ノ目的相立候義ハ勿論、追テ為資本御下附可相成現金並公債証書ヲ以、何々ニ充テ資本ト可致勘考モ無之、或ハ自營力食ノ方法授興ノ義申立候向モ有之甚以下都合ノ事ニ候……

【表4】「版籍奉還」後の身分規制

明治2年(1869)		史料
8月1日	藩中士卒家督相続の制を改正、布達	
12月26日	藩中両族の家督遺跡および班列等を改定	⑫
明治3年(1870)		
1月19日	医籍の者、医術に関することは全て病院の管轄とすることを達す	
25日	医業免許状発給までの心得を医籍の者に達す	
2月22日	服制を改定する。同日、その職にない者の祈祷・売薬を禁止する	
3月9日	稽古組を置き、文武一円修業すべき士族を入れる	
17日	藩中制法を改正する【藩中制法を掲げる】	
10月10日	田畑山林売買規則を各郡郡吏に達す	
22日	田畑山林并郡中町屋敷売地質入等の節取扱規則を各郡郡吏に達す	
11月14日	在官者で妓楼・調理所・戯場等に入ることを禁じ、違反者は処罰することを達す	
25日	帯刀者の我が儘の禁止、冠婚葬祭の分限遵守など藩中制度数条を改めて布達	
12月25日	士族卒の居住地に付き従前の制を除き、居住地を自由にする	
29日	無願で出国することを禁じ規則を布達	
明治4年(1871)		
1月7日	鍼術のみでは医籍を許可しないことを布達	
15日	士族卒の門前表札のことを布達する。市中の町ごとに板札を掲げて分界を表記させる。	
28日	松江市吏に所願達壅蔽滞渋の患なく改正の主旨を遵守すべき旨を達す	
2月23日	神主・町医ほか庶人より官途に登用された者は在職中は士族または卒と取り扱うことを達す	

【史料】

- ⑫ 十二月二十六日、藩中両族ノ家督・遺跡及班列等改定スルコト左ノ如シ
- 一 家柄ノ一序列、家督遺跡可為従前ノ通事
 - 一 序列ハ従前ノ家老席ナリ、藩内家柄ノ者六家之ヲ代々家老ト称ス、世々家老ノ席ニ在ルヲ以テナリ
 - 一 家柄ニ無之一序列ノ家督遺跡ハ、三序列上ニ可申付、右ニ付嫡子ハ三序列上ノ次座、庶子ハ五序列下士族ノ次座タルヘキ事
 - 一 二序列以下五序列迄ノ家督遺跡ハ、都テ五序列下ニ可申付候、右ニ付二序列以下ノ子弟ハ、五序列下士族ノ可為次座事
 - 一 従前士格ノ面々ハ、一代士ニ候ヘハ、等級ハ五序列下ニ候ヘトモ、身分ハ準士族ト唱ヒ世襲士族ノ次席ト定メ、家督ハ六序列上ニ可申付候事
 - 一 人材登庸ニ付テハ、卒族ヨリ五序列上以上ニモ昇進申付候ヘトモ、改テ士族ニ不申付内ハ、弥張準士族ニテ入代ノ節ハ家督卒族ニ申付候ニ付、右子弟ハ六序列上ノ可為次座事
 - 一 卒族ノ入代跡式ハ、等級一等宛相下リ候
 - 右ニ付卒族ノ子弟ハ一等宛下リ候等ノ可為次座事
 - 一 等外ノ者初等以上ニ申付候者モ、前ニ準シ候事

【表5】関連【史料】斬髮の奨励と民意・風俗

⑬ 1873年(明治6)2月

一 十九日、截髮戴帽ハ、身体ヲ愛護シ風儀ヲ善良ニスル所以ノ義ヲ論シテ管下ニ布ク皇國ノ人民、往古ハ総髮ニテ半髮・剃頭ハ中古ヨリ起リシヲ、知見ノ浅キ是ヲ以固有ノ風俗トシ、斬髮ヲ胡習夷俗ト見做スハ、大ナル誤ナリ、殊ニ人身ノ頭部ハ精神靈智ノ滙集スル所ニシテ、日日沐シテ清潔ニシ、帽ヲ着テ寒風烈日ヲ避ルハ之ヲ愛護スル所以ナレハ、身体ノ貴重スヘキヲ知ルトキハ、斬髮セスンハアルヘカラサルノ理昭昭タリ、去ナカラ敢テ之ヲ強ルノ義ニハ無之、唯唯半髮ハ皇國固有ノ体裁ニアラサル事ヲ了解シ、各其身体ヲ愛護完全スルコトヲ知り、早く文明ノ域ニ進ムヘキ心掛肝要ニ付、因テ告諭スル如此(管下区村吏及頭立ル者ヲ除クノ外ハ、截髮スル者甚鮮シ、或ハ一旦之ヲ截ルモ、又養テ復之、故ニ此告諭ヲ布ク、然レトモ未タ遽ニ其風ヲ革ムルニ至ラス)

⑭ 1873年(明治6)6月22日

一 同日截髮セシモノ、妄説ニヨリ又再蓄髮シ、或ハ半剃ニ復スル者多キヲ以、布達シテ諭之
 人身ノ頭部ハ靈液ノ滙集スル所ニシテ、鄭重可保護云云、過ル二月中布令ニ及候処、斬次斬髮ノ者有之、右ハ各自其身ヲ愛護シ、且其輕便裨益アルヲ了知セシ故ニ可有之、然ルニ其末沐梳等々閑ニ致シ候ヨリ、暈氣昇逆ニ症ヲ醸シ、就中頑固奸民ノ妄誕浮説ニ惑溺シ、追次落剃或ハ更ニ蓄髮スル者モ間々有之哉ニ相聞、無謂事ニ候、既ニ愛護ノ旨ヲ曉リ、却テ貴重ノ頭部ヲ旦夕ニ変換スルハ野蠻ノ嘲ヲ免レ難ク、況ンヤ其身ノ健康ヲ害シ、厚生保護ノ御主意ヲ誤ニ至リ、以ノ外ノ事ニ候条、自今自然右様ノ者モ有之候ハ、篤ク説諭致スヘキ旨ヲ戸長ニ達ス

【関連史料】「民俗」の項

- (明治6年)
- 一 辛未ノ歳八月、斬髮勝手タルヘキノ公布アリシヨリ、漸々半薙角子ヲ止ムル者アリト
 (明治6年)
- 雖トモ、県吏及士族ノ外ニ行ノ者ハ寥々晨星ノ如クナルニヨリ、是歳二月令ヲ出シ斬髮ハ全ク身体ヲ愛護スル所以ノ理ヲ告諭(施政ニ載出ス)シケレハ、県下七区首ニ之ニ応シ、弛テ四方ニ及ビ、辺遠ノ地モ往々故態ヲ改変スルノ際、妄説ヲ其間ニ唱ヘ斬髮ヲ誹謗スル者アリ、素ヨリ民情ノ好マサル所ナレハ、一時応同シ、遂ニ髮ヲ蓄ヘ旧
 (『島根縣史』6月22日)
- ニ復スル者少カラス、六月九日ノ発令(亦施政ニ載ス)アル所以ナリ、然トモ徒ニ寛容ニ出テ民心ノ開悟ヲ待タハ、風俗ノ改良ハ其何時ニ在ルヲ知ルヘカラサルヲ以、寧ロ此時ニ際シ、一般ニ其俗ヲ遷サント伺書ヲ警保寮ニ出ス、其略ニ云、当県ノ儀、山陰ニ僻在シ、人民ノ頭髮ニ於ル頑乎トシテ半剃ニ安スル而已ナラス、却テ斬髮ヲ胡俗トナシ、健康ヲ保ツノ一助タルヲ知ラサル者多シ、仍テ本年二月中(即上ニ見ユ)云々、尚正副戸長ヨリ説諭ニ為及候処、一時靡然、其風ニ趨クノ際、奸民ノ浮説ヲ信シ既ニ斬ル者又之ヲ長シ、半髮ノ俗ニ帰スル者多分有之、瑣末義ニハ候得共、一令ノ梗涉百事ニ差響キ、政務上關係不少、依之一般斬髮可致旨及布告、其上猶峻拒セル者ハ此程相伺候違式註違章程十六條ノ末ニ斬髮ヲ拒ムノ一條ヲ追加シ、相當ノ処分致度云々、九月九日ニ至リ警保寮ヨリ一般斬髮可致旨及布告候儀ハ当寮關係ノ事務ニ無之ニ付、難及指令旨ノ指令アリ、尔後ハ人民ノ自由ニ任シ置而問フ所ナシ

出典：『島根県史料』「自明治四年至同七年 島根県歴史政治部」

【表5】「廃藩置県」後の身分・職業・風俗等の規制

1871年(明治4)

月日	事項	史料
8月24日	士族卒庶人の婚姻・養子等に関する束縛を漸次解く	
11月2日	中海・宍道湖・神在湖の漁労を解禁する	

1872年(明治5)

4月	この月、華士族子弟で厄介の者が平民籍に入ることを許可。僧侶の肉食・妻帯・蓄髪等を許可	
5月7日	通称禁使用に付、1人1名との太政官達に従うよう管内に布達	
15日	管下平人で帯刀許可された者は全て禁止す	
7月	この月、実印を他人に預けることを禁じた太政官達遵守を管内に布達	
9月10日	素人神楽を諸社の祭儀で奏することを禁止	
20日	華族から平民まで、今後は苗字名・屋号変更禁止の官令を管内に達す	
10月	この月、玄猪の祝と称して少年が戸別に銭を集め酒食に浪費する風習を禁止(「民俗」に詳記)	

1873年(明治6)

1月10日	市中爆竹賑わいの流俗を禁止(「民俗」に詳記)	
15日	娼妓解放に伴いその取扱を達す(「施政」参照)(【売女解放手続等を詳記】)。同日、売買同様の年季奉公を禁止	
17日	神武天皇陵・孝明天皇陵遙拝式を管内に布達	
2月4日	路傍に圀房を設け(公衆便所)清潔を記するため「房舎建築方規則」を制定	
5日	遊惰姪藝と悪業を防ぐため取締規條を制定し、確守するよう布達	
7日	管内一般町村に五軒組を編成し、毎戸の番号札(表札)を改正して3月10日までに施行し、頭判・組親を廃止(【「施政」参照。五軒組詳細】)	
9日	寺院住職願の規則を、当人直願から檀越総代等の願出に改達	
17日	管内一般世の開明に応じて自強陋習を脱し善俗に進んで未開野蛮の嘲りを招かぬよう注意すべきことを達す(【開明自強の達】)	
18日	明治5年10月28日の道路掃除の官達を奉じ、各区町村に掃除受持丁場を画し、不潔にしないよう3月20日を限って施行(【道路掃除の達】)	
19日	截髪戴帽は身体を愛護し風儀を善良にするとの告諭を管内に布達	
23日	華士族平民相互に養子取り組みを許可	
28日	華士族継承法で、従前謬柱不允に属するものの中、今後詮議の上で准许するものもあることを華士族に達す(【華士族継承法改正条項】)	⑬
	この月、勅任官・奏任官・非役の有位者の大礼服・礼服を定め、従前の衣冠を祭服とし、直垂・狩衣上下等廃止の官達に通常礼服の図式を添えて管内に布達	
4月22日	神武天皇即位日を紀元節と称する旨の官達を管内に布達	
5月31日	戸籍法により脱籍無産の輩は原籍復帰の管なるに乞食あるにより、乞食への施与禁止を布達(達文は「施政」)	
6月7日	10郡戸長の伺書に裸体禁止は農作業の農民には寛大にされたく、元来身体を健康を害せず野蛮の醜態を脱させる趣意なので、この趣旨を心得て説諭するよう指令(【裸体等禁止指令】)	
22日	ランプ石油の危険を衆人に注意する諭達に傍釈し管内に布達(【布達】)	
	同日、斬髪奨励を再度布達し諭示	⑭

8月5日	「人力車規則」を制定し、営業人と管内一般に布達(【「人力車規則】】)	
7日	2月布達の「華士族家督相続」につき追加して管内華士族に布達(【追加3箇条】)	
28日	旧曆盂蘭盆会仏祭の妨害となる者の盆踊りを禁止(「風俗」参照)	
10月17日	娼妓に規則鑑札を下げ渡す際、別途規條を制定して正業に就く端緒を啓くよう演示し、貸席人にも心得を達す(【「娼妓へ」達】)	
11月5日	諸神社祭典で素人神楽を奏することを禁ず(「祭典」に詳記)	
30日	宍道湖内漁業規則を制定し、許可取得済みの者、今後の許可者も準拠させる(【「宍道湖内漁業規則】】)	
12月15日	明治7年1月中、爆竹と唱えて歳徳神の神輿を昇き回することを禁ず(「民俗」参照)	

1874年(明治7)

1月29日	人心遊惰に流れる弊害を排するため、諸戯興行を四月・九月に限り、他の日は禁ずることを布達	
2月12日	1月・2月に一家の安全祈願のため行う日待祈祷の際、多人数集会して酒宴にふけることを禁ず	
14日	追善等に託して諸寺院で多数を集めて浄瑠璃・長唄を挙行することを禁ず	
18日	腐肉販売の弊から発した屠牛開業許可の達に続き、「屠牛開業人并牛馬商規則」を達す(【「屠牛開業人并牛馬商規則】】)	
3月28日	僧尼の族籍被定の公布により5月15日までに本籍附籍を取り調べて差し出すよう管下寺院に布達	
5月14日	道路泥濘不潔は工法不慣れによるので「道路修築規則」を制定して管内に布達(【「道路修築規則】】)	
20日	平常異常旅次の妨障なきよう士民一般に「出国届制」を制定(【出国届書式】)	
29日	願無き僧侶の帰俗・得度を禁ず	
6月2日	「達式註達条例」の中県地人情に適さぬ条項を削除し、総計57条を8月1日から施行することを管内に布達	
22日	士族が袴を着用せず昇庁することを禁ず	
7月18日	辻商・荷売など路傍に店を開き商売することを禁ず。やむを得ない者は願出させる	
8月15日	貫属士族早見兵輔外25人が設立した鬘牛馬取扱会社を仮規則により9月1日施行を許可することを布達。仮本社は島根郡本町福原萬之助宛、支社郡中に22か所(【達文・規則】)	
19日	松江第四区戸長・山本唯七の、担当区内で旧曆五節句等の慶式を挙行する者に処すべき、旧習蟬脱の心得の伺に対し指令(【山本唯七の伺・島根県指令】)	
9月3日	無宿人を止宿させること、旅籠屋以外の者が旅人を止宿させることを禁停し、違反者は本人・五人組合とも罰すことを布達	